

## 税制調査会（第18回総会）議事録

日 時：令和4年10月12日（水）10時30分

場 所：WEB会議（財務省第3特別会議室を含む）

### ○中里会長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第18回「税制調査会」を開会いたします。

本日の出席者一覧は、お手元にお配りさせていただいております。オンラインで御出席の方につきましても、現在、全員との接続が確認できております。

オンラインで御出席の方におかれましては、会議の途中でパソコン操作などに支障が生じましたら、あらかじめお伝えしております事務局の電話番号に御連絡をいただければと思います。

なお、プレスの方々には、密回避のため、別室にてリアルタイムで会議の様態を御覧いただくこととしております。

加えて、これまでと同様にインターネットでのリアルタイム中継も行っておりますので、お含みおきください。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日も、前回に引き続いて、税目ごとの議論を行いたいと思います。今日は、「法人課税」を議題にして議論を進めたいと考えております。

それでは、議事を進めたいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、税目ごとの議論ということで、本日は「法人課税」を議題といたしました。

本日の議事の流れに関しましては、最初に事務局から各税目の基礎的な部分を簡潔に概観していただくとともに、企業活動の状況などにも触れながら御説明を頂戴したいと思います。事務局説明の後に、委員の皆様で意見交換を行う時間を設けたいと思っております。

それでは、主税局税制第三課の藤山課長、続いて、自治税務局都道府県税課の中野課長、このお二人の順番で御説明をよろしく願います。

### ○藤山主税局税制第三課長

主税局税制第三課長の藤山でございます。よろしく願います。

お手元の資料総18-1に基づきまして説明させていただきます。

2ページ目を御覧いただきますと、本日の資料の目次になっておりますが、前半は法人税制についてということで、法人税の現況とこれまでの取組、後半は企業活動の状況について御説明したいと思います。

それでは、4ページ目に進んでいただきまして、まず法人税についてですが、法人税収の推移でございます。黄色い棒グラフが法人税収の推移を示しております。赤い

線が国の法人税率の推移、青い線が税務上の利益、所得金額を示してございます。

法人税収の特徴といたしましては、景気の波に応じて変動するというところでございますが、黄色い棒グラフを見ていただきますと、山が法人税率の引下げに伴って徐々に低くなっているという状況でございます。

直近の状況を申し上げますと、リーマンショック以降、堅調に法人税収は回復してまいりましたが、令和元年、令和2年はサプライチェーンの問題ないしはコロナの問題で一時減収いたしました。令和3年度は、コロナ前の水準を上回るところまで回復しているというところでございます。

5ページ目にお進みください。法人数と欠損法人数の推移でございます。濃いブルーのラインが法人数になっております。平成24年度以降、法人数は増える傾向にございます。特に、中小の中でも資本金100万円以下の法人数が増えているという状況でございます。

下の方に表がございすけれども、欠損法人割合を示してございます。一番右側の令和2年度を見ていただきますと、大法人で30.1パーセント、中小法人で62.6パーセントという状況でございます。リーマンのあった頃、平成20年度、21年度あたりと比較していただきますと、欠損法人数の割合は低い状況になっております。そういった意味で、コロナの影響とリーマンの影響を比較すると、今回のコロナの影響は比較的少なかったということかと思えます。

次に、6ページ目からの3ページは、平成25年度以降の法人税制上の取組についての説明になります。

平成25年度改正以降、設備投資とか、賃上げとか、その時々の方針のテーマに応じて政策税制を講じてきたところでございます。また、平成24年度、25年度にかけては復興特別法人税がかかっておりましたが、平成26年度にはこれを1年度前倒しして廃止するというので、この時点で法人実効税率は34.62パーセントとなっております。

平成27年度、28年度におきましては、成長志向の法人税改革ということで、課税ベースを広げつつ法人税率を引き下げるという改革を行いまして、最終的に34.62パーセントの法人実効税率が29.74パーセントまで下がってございます。

7ページ目をお願いいたします。平成29年度以降も、研究開発とかイノベーションを促進するための政策税制などを講じてきたところでございます。令和2年4月には、コロナへの対策ということで、中堅企業に対する欠損金の繰戻しによる還付の特例などを講じております。

8ページ目、令和3年度、4年度改正においては主に政策税制を講じてきたところでございます。

9ページ目をお願いします。先ほど申し上げました平成27年度、28年度の成長志向の法人税改革は、この政府税調におきましても御議論いただいたところでございます。

そのときにおまとめいただいた考え方が下の方に示されてございます。法人税改革の趣旨といたしまして、第1に立地競争力、我が国企業の競争力の強化、第2として法人税の負担構造を改革するという事で、課税ベースを拡大し、税率を引き下げることで、法人課税を広く薄く負担を求める構造に改革する。これによって、利益を上げている企業の再投資余力の増大、収益力改善に向けた企業の取組を後押しするという考え方をおまとめいただいております。

10ページ目、今度は諸外国における法人実効税率との比較になります。先ほど申し上げましたが、2011年度までは39.54パーセントの法人実効税率でございましたが、復興特別法人税が終わった時点で34.62パーセントに下がり、足元では法人税改革を経まして29.74パーセントとなっております。諸外国と比較しましてまだ高い部類にはございますが、諸外国との差はかなり縮まっているということでございます。

なお、イギリスにつきましては、19パーセントの法人税率を来年4月から25パーセントに上げるということで法律も通っておりますが、9月に成立いたしました新政権が発表したプランの中で、この引上げについては撤回する方針が示されてございます。

11ページ目、国の法人税率の主要国との比較でございます。1980年代まではいずれの国においても高い法人税率を課してございました。1980年代に、レーガン、サッチャーに代表される、課税ベースを広げながら税率を引き下げるという改革が行われまして、以降、どの国も断続的に法人税率を下げてきたということでございます。

12ページ目、政策税制の状況でございます。法人税に係る政策税制については、トータルで81措置でございます。中身につきましては、法人税率の特例、税額控除、特別償却、準備金等といった形で講じておりますが、欄外の注2を御覧いただきますと、全体での減収額は約1.6兆円になってございます。

この減収額の税収へのインパクトにつきまして、13ページ目、法人税収と減収額の推移というグラフでございます。一番右側の令和2年度を御覧いただきますと、オレンジの部分が実際に入ってきた法人税収で11.2兆円でございます。これに対して、先ほど申し上げましたとおり減収額は約1.6兆円になってございます。この政策税制、租税特別措置なかりせばの税収に対する減収額の割合が表の一番下の欄にありますが、12.3パーセントになってございます。過去、平成25年度以降の比較になりますが、一番高かったのが平成26年度で15.7パーセントですので、当時の水準よりも若干低くなっているということでございます。

14ページ目をお願いします。こうした政策税制のほかに、企業活動の変化に対応した法人税制上の対応も行っております。平成14年度には連結納税制度を設けております。持株会社の解禁など、企業グループの一体経営が進んでいく中で対応したものでございます。なお、令和2年度には親会社がまとめて申告をするという方法から、グループにいるそれぞれの企業が申告するといった対応への変更をしてございます。

それから、会社法の中で合併とか分割といった組織再編の規定が整備されたことに伴いまして、税制上も組織再編税制というものを設けてございます。組織再編の時点でかかる株主への課税を繰り延べるということで、組織再編を円滑に進めるという対応をさせていただきます。

それから、企業活動の国際化が進む中で、外国子会社から受け取る配当について益金不算入とするといった制度を敷いております。これは、企業の配当政策の決定に対する税制の中立性を確保するなどの観点を踏まえたものでございます。

15ページ目、最近の国際課税についての議論の動向でございます。課題といたしまして、電子商取引が活発化する中で、市場国に物理的拠点を置かずにビジネスを行う企業が増えているということでございます。現在の国際課税原則においては、物理的な拠点がなければ課税ができないということでございますので、市場国で課税を行えない問題が顕在化している。もう一つは、先ほど各国とも税率を引き下げてきているようなことも御紹介いたしました。低い法人税率あるいは優遇税制によって外国企業を誘致する動きが見られる中で、各国とも法人税収の基盤が弱体化しているという問題がございました。

こうしたことに対して、国際的に協調しながら対応を進めるということで、一番下でございますが、第1の柱として市場国への新たな課税権の配分、第2の柱としてグローバル・ミニマム課税を対応するというような方針が定められております。

こうした国際課税については、別途お時間をいただくということでございますので、本日は簡単な御紹介だけでございます。

続いて、16ページ目以降が企業活動の状況でございます。

17ページ目をお願いします。リーマンショック以降、売上げ・経常利益ともに順調に回復してございました。そんな中で、コロナで一回落ち込みましたが、2021年度にはまた回復基調を見せているということでございます。特に経常利益につきましては、コロナ前の水準に回復しているということでございます。

18ページ目、内部留保の状況でございます。左上が当期純利益とその用途を示したものでございます。黄色い線が当期の純利益になります。灰色のバーが配当、黄色のバーが社内留保でございます。おおむね利益の3分の1から2分の1程度が配当に回り、残りが社内留保に回っているということでございます。

左下が内部留保のストックの状況を示したものですが、こちらも増加しているところでございます。

右上でございますが、赤い線がストックベースの内部留保、ブルーの線が現預金となっております。両方とも増えている状況でございますけれども、赤とブルーの差が何かの投資が行われているということで、このギャップが開いているということで、投資も一定程度活発化している状況が見てとれるかと思えます。

なお、現金のところでは足元で少し増加のスピードが増えてございますけれども、恐

らく中小企業における手元流動性を確保するということかと思えますけれども、中小企業における伸びが大きくなっているといったところでございます。

19ページ目が設備投資でございます。設備投資につきましても、リーマンショック以降堅調に回復を続けてございます。コロナの影響で一度落ち込みましたが、2021年度は回復の傾向を見せております。特に、中小企業と中堅企業のところで赤い線を引いておりますが、中小・中堅企業においてはコロナ前の水準まで既に復活しているという状況でございます。

過去を見て見ますと、一番高い水準で行われていたのがバブルの頃でございますけれども、60兆円超でございます。足元の規模感と比べると、当時は相当大きな規模で、今は水準としては小さな規模でとどまっているということでございます。

20ページ目は、キャッシュフローと企業の投資を比較したものでございます。減価償却に当期利益を足し込んだもの、内部留保の金額を足し込んだものを擬似的なキャッシュフローとして記載をしております。青い線が減価償却費、赤い線が内部留保で、当期利益から配当金を除いたものになってございます。棒グラフが有形・無形の投資額を示したのですが、黄色の部分が非製造業、グレーの部分が製造業になってございます。ずっと減価償却の範囲内での投資にとどまっておりましたけれども、近年は減価償却を超えた投資が見られてきたという状況でございます。

21ページ目、企業がこういったところで投資をしているかというものを示したのですが、一番左側の全産業を御覧いただきますと、国内の設備投資についてはほぼ横ばいで推移してございます。一方で、海外での設備投資、海外企業をM&Aをするといったところでの活発化が見られるところでございます。

22ページ目、次はこうした海外への投資からの収益の状況でございますけれども、グレーの部分が海外子会社からの配当、薄いブルーの部分が海外子会社のところで留保されている利益でございます。先ほど簡単に御紹介いたしました、平成21年度、2009年に海外子会社からの配当の益金不算入制度を導入いたしました、それ以降、配当金の日本への還流が進んできたところでございます。この海外子会社に留保されている利益を含めまして、投資収益率は、オレンジのラインで引いておりますが、6パーセントを超える水準で推移してきたところでございます。

23ページ目、続きまして、経常利益の内訳として配当がどれぐらいの割合を占めているかというものでございます。経常利益が黄色いライン、緑のバーが配当、赤いバーが外国子会社からの配当になっております。ブルーのラインが経常利益に占める受取配当の割合を示しておりますが、この割合が徐々に増えてきているということでございます。課税ベースとの関係でいいますと、こうした受取配当は課税されないということでございますので、利益に占める課税ベースの割合が縮小しているということかと思えます。

24ページ目、これまで御説明したことをまとめたようなものでございますが、グロ

ーバル化の進展ということをごさいます、左側の日本の経常収支を見ますと、過去にあった貿易収支が足元はほぼなくなっている状況です。こうした中で、第一次所得収支、配当収支が増えて、経常収支の中核を担ってきているということをごさいます。

こうした状況を企業のバランスシートで見たものが右側になります。バランスシートに占める設備投資の割合が赤いラインになりますけれども、ずっと下がってきている。これに対して、投資有価証券が右肩上がりで上がってきている状況をごさいます。

25ページ目、無形資産投資の推移をごさいます。左上が無形資産全体の対GDP比を国際比較したものでごさいます。赤いラインが日本ですけれども、諸外国と比較しまして低い水準にとどまっているという状況になっております。右上が革新的資産投資ということで、研究開発投資とか著作権などの保有額を合算したものでごさいますが、こちらについては諸外国と比較して比較的高い水準で推移しているところをごさいます。

一方で、左下の情報化資産投資につきましては、ソフトウェアとかデータベースなどへの投資をごさいますけれども、フランスが非常に高い水準の中で、日本は特に低いということもありませんけれども、諸外国と比較して必ずしも高くはない水準になっている。

また、右下をごさいますが、経済的競争力投資ということで、人材投資、教育訓練費、あるいは経営組織改革投資、広告とか経営管理に関する投資をごさいますが、これが非常に低い水準にとどまっているということをごさいます。

26ページ目、先ほど研究開発投資などは諸外国と比較して高い水準と申し上げましたが、これは研究開発費を実額で比較したものになります。赤いラインが日本をごさいます、ずっと横ばいに推移してきている。他方で、一番上のブルーのラインがアメリカ、紫のラインが中国になってごさいますので、実額で見るとアメリカ、中国が非常に伸ばしている中で、日本は横ばいとどまっている状況をごさいます。

27ページ目、日米の産業別の生産性を比べたものでごさいます。これは4月の政府税調におきまして、学習院大学の滝澤先生にもプレゼンいただいたものですが、赤いラインがアメリカの生産性、下の箱が産業別の日本の生産性を示しております。化学を除きまして、ほかの産業は全てアメリカに対して生産性が低いという状況になっております。ブルーで塗ってあるところはサービス産業の生産性になってごさいます。

28ページ目、企業の開廃業率を国際比較したものでごさいます。左上が開業率、右上が倒産・廃業率、下のグラフは開業率と倒産・廃業率を足したものでごさいますが、いずれも諸外国に比べて低い水準にとどまっているということをごさいます。

29ページ目、次はベンチャーキャピタル投資についてです。赤い箱が日本の投資額になっております。徐々に増えてきておりますが、アメリカとか中国と比べますとまだまだ少ない水準にとどまっているという状況をごさいます。

30ページ目、賃上げの状況でございます。直近2022年度は2.2パーセントでございます。近年の動きを見ますと、リーマンショック前に景気が回復する局面であったタイミングと比較しますと、当時と比べて高い水準での賃上げが行われているということかと思えます。

一方で、31ページ目、平均賃金の国際比較をしたものでございますけれども、諸外国は、程度の差はございますけれども、いずれも右肩上がりである中で、日本だけが横ばいでとどまっているという状況でございます。

32ページ目以降は、コロナの企業活動への影響でございます。2020年度を御覧いただきますと、経常利益がマイナスのところに至っているのは、運輸、飲食、宿泊といった分野になってございます。一方で、他の産業を見ますと、2019年度はサプライチェーンの問題などもあったことで一回下げているところもございますが、2020年度ではコロナの大きな影響は受けずに、2021年度は回復しているという状況でございます。

33ページ目、現下の物価高騰による影響でございますけれども、上が仕入価格DIと販売価格DIを示したものでございます。ブルーのラインとピンク色のラインが仕入価格DI、大企業、中小企業のもを示しております。黄色のラインと緑のラインが販売価格DIで、仕入価格DIの方が急激に上がっていき、販売価格の方がそこについていけないという状況でございます。こうした販売価格と仕入価格の差分を取ったものが下になりますけれども、大企業、中小企業ともに交易条件が悪化しており、中でも中小企業が苦しい状況にあるということになってございます。

なお、直近で、10月3日に新しい9月のデータが示されておりますが、そこでは仕入れが若干下がって、販売が若干上がっているということで、このギャップの縮小が見られまして、交易条件は若干改善しているという形になってございます。

34ページ目を御覧ください。企業のバランスシートを見たものですが、その中で有利子負債が増えている状況でございます。右上のグラフを見ていただきますと、2020年6月期のところで対前年同期比での有利子負債は急激に増えてございます。下の残高を見ていただきますと、そういった状況が見てとれるかと思えます。政策金融のゼロゼロ融資などもございましたので、そういったものを活用して、手元の流動性を増やしてきたというところがあるかと思えます。

私からの御説明は以上になります。

#### ○中里会長

それでは、自治税務局の中野課長、お願いいたします。

#### ○中野自治税務局都道府県税課長

総務省都道府県税課長の中野でございます。

私からは、地方法人課税について御説明させていただきます。よろしくお願いたします。

早速、お手元の資料総18-3をおめくりいただきたいと思います。

2 ページ目はいつものグラフでございます。税収内訳のうち、濃い青色の部分が法人課税による税収でございます。御覧いただきまして、地方におきましても地方法人二税の税収のウエートは全体の中でもかなりの部分を占めているわけでございます。とりわけ、下から2列目、道府県税においては地方法人二税が税収の約4分の1を占めるということで、地方におきましても法人課税は非常に重要なものとなっているわけでございます。

加えまして、一番上の国税のその他の欄を御覧いただきますと、特別法人事業税あるいは地方法人税というものもございます。これらも地方においては極めて重要な財源となっているところでございます。

そういった中で、地方法人二税を含めた地方税全体として、これは基礎的行政サービスを提供しております地方の財源でございますので、地方税全体としては常に大きく3つの命題を抱えているわけでございます。次の3ページ目を御覧ください。

1 つには、財源の充実確保という点。また、真ん中でございますが、団体間で税収に差がございますので、偏在性の縮小の観点。それから、一番右端でございますが、安定的な地方税体系ということ。この3つの課題を常に抱えているのが地方税でございますけれども、地方法人二税におきましてもこれらの課題に対応いたしまして、例えば一番右端の安定性の確保の観点から申し上げますと、外形標準課税の導入と拡大、また、真ん中の偏在性の縮小の観点から申し上げますと、特別法人事業税・譲与税の創設とか法人住民税の交付税原資化、このようなことに取り組んできているところでございます。

本日は、このような地方法人課税特有の課題について、これまでの取組、今後の課題などについて主に御説明させていただこうと考えているところでございます。その説明に先立ちまして、次の4ページ目から、まず地方法人課税の概要を、おさらいでございまして、説明させていただきます。

4 ページ目を御覧いただきまして、法人課税全体の概要でございます。このうち、上の方に横に線を引っ張ってあるところより下の部分が地方法人課税で、大まかに申し上げますと、法人住民税と法人事業税が地方における法人課税となっているところでございます。

このうち、まず法人住民税につきましては次の5ページ目でございます。法人住民税は、地域社会の費用を構成員たる法人にも幅広く御負担をいただくという趣旨のものでございまして、下にありますとおり、定額の負担をお願いしております均等割と法人税額に応じた負担をお願いしております法人税割から成っております。これらを事務所等が所在する都道府県及び市町村において課税をしているというものでございます。

次の6ページ目、法人事業税につきましては、法人が行う事業そのものに課しているという整理でございまして、法人がその事業活動を行うに当たりましては、地方団



体の各種行政サービスの提供を受けているということで、その必要な経費を分担していただくという趣旨のものでございます。

これの課税方式としては下にありますとおり大きく3つ、一番上、資本金1億円超の普通法人につきましては、所得割と組み合わせて外形標準課税でお願いをしているものでございます。また、真ん中、資本金1億円以下の普通法人については所得割で、そのほか、一番下、電気供給業などにつきましては全体の一部または全部に収入金額課税、収入割を組み込んでいるところでございます。これらは、事務所等が所在する都道府県で課税を行っているところでございます。

以上が地方法人二税の大まかな概要でございますけれども、あわせて次の7ページ目で地方法人課税に特有の仕組みについて御説明させていただきます。

分割基準についてでございます。先ほど来申し上げておりますとおり、地方の法人二税は事務所等が所在する地方団体において課税を行うわけでございますけれども、事務所等が複数の地方団体に所在します場合、課税権の調整が必要となってくる。その調整を行っております基準が分割基準ということになります。課税標準を事務所等の所在する地方団体の間で分割する基準ということでございます。

7ページ目の下の例で申し上げますと、課税標準に従業者数で関係県に分割いたしまして、関係県はそれぞれ分割後の課税標準に対して課税権を行使するという仕組みになっております。

この分割基準は、次の8ページ目にありますとおり、事業ごとに定めているところでございます。このように、課税権あるいは課税標準を各関係団体にどのように帰属させるか、これは地方税にとって非常に重要な課題でございますので、次の9ページ目でございますとおり、これまでもたびたび見直しを行ってきております。直近では平成29年度に見直しを行ったところでございます。

以上が基本的な地方法人二税の仕組みでございます。これを踏まえまして、先ほども申し上げましたとおり、安定性の確保、偏在性の縮小、これらについての我々の取組について御説明させていただきます。

まず1つは安定性の確保の観点で、10ページ目を御覧いただきたいと思います。先ほども御説明がございましたとおり、法人課税は一般的に景気変動の波を受けやすいと言われておりますが、地方法人二税についても同様でございます。10ページ目にありますとおり、かなりの増減をこれまで示してきたところでございます。

加えまして、上の棒グラフの吹き出しのところに幾つかございますが、法人実効税率の引下げの動きに地方税としても対応いたしまして、これまで累次にわたりまして税率の引下げも行ってきたところでございます。

そのような状況を踏まえまして、一方で基礎的行政サービスの財源としての安定性をいかに確保するかということもございまして導入いたしましたのが、次の11ページ目、法人事業税の外形標準課税でございます。外形標準課税は、資本金1億円超の普

通法人に対しまして平成16年度に導入いたしまして、その後、平成27年度、28年度にはその割合を拡大してきております。

仕組みといたしましては、下にありますとおり、従前、課税ベースとして所得を取っておりましたものを、一部に対しまして付加価値額、資本金等の額を課税標準とした課税を組み込んだものでございます。

この外形標準課税は、次の12ページ目にありますとおり、導入いたしましたときの趣旨といたしましては、大きく4つ。1つ目は税負担の公平性の確保、2つ目は応益課税としての税の性格の明確化、3つ目は地方分権を支える基幹税の安定化、4つ目は経済活性化とされていたところでございます。

その後、この導入から10年以上経過をいたしました際に、15ページ目を御覧いただければと思いますが、外形標準課税を導入いたしまして、言ってみれば大法人に地方の法人課税をいかに適切に御負担いただくか、そういった仕組みとして定着しております中で、成長志向の法人税改革というものがございました際に、法人事業税といたしましても所得割の税率を引き下げ、これによって法人実効税率としても引き下がったわけでございますけれども、それと併せて外形標準課税の拡大を行ってきたところでございます。

このような取組によりまして、次の16ページ目に税収の推移をつけておりますけれども、この折れ線グラフで申し上げますと、下の方、赤い折れ線、黄緑色の折れ線が外形標準課税によりまして税収の推移でございますけれども、安定的に推移をいたしますとともに、外形割合の拡大に伴いまして全体に占める比率としても高まってきたところでございます。

その一方で、青い折れ線が所得割でございますけれども、従前、かなり大きな変動をしておりましてところが変動幅も小さくなってきておりますし、そのウエートも小さくなってきている、そのような状況にあるところでございます。

このように取り組んでまいりました外形標準課税でございますけれども、最近になりまして、また様々な課題も抱えております。

次の17ページ目に外形標準課税の対象法人数をつけております。全体の中で一番上の部分が外形標準課税対象法人でございますけれども、全体263万社ある法人のうち約2万社が対象となっているところでございます。

この対象法人数の推移を次の18ページ目で御覧いただきますと、外形標準課税の導入以降、ピークでありました平成18年時点の対象法人数は2万9,000社余り、約3万社でございましたが、数字が取れます直近令和2年度になりますと1万9,000社余り、2万社を切るところまで対象法人が減少してきているという状況でございます。

次の19ページ目を御覧いただきますと、外形標準課税の対象法人は1億円超の普通法人でございますので、下の絵の左側でございますとおり、従来型の大企業イメージでありますと全体に外形標準課税がかかっておりましてものが、右側でございますと

おり、最近の企業統治の在り方の見直しなども踏まえまして、近年、持株会社化、ホールディングス化と事業部門の子会社化という動きが盛んに起こってきております。

そういった中で、分社化、子会社化に当たりまして、資本金を1億円以下で法人を設立いたしますと外形標準課税の対象から外れるということもございまして、このように右左を比べて見ていただきまして、外形標準課税がカバーをしておりますエリアが縮小してきているのではないかという課題も今起こってきているところでございます。

このように、外形標準課税対象法人の数あるいは態様の変化につきましては、現在、私どもにおきまして課題と動向の分析について鋭意進めさせていただいている状況にあるところでございます。

以上が安定化に関する話題でございました。

次に20ページ目を御覧いただきまして、偏在性の縮小についてでございます。これもまたいつも御覧いただいているグラフでございますけれども、一番左端を御覧いただきまして、各都道府県別に見ましたときの人口1人当たりの税収額を地方税全体として見ましたときの各県の格差を見ますと、最大の県、最小の県を比較いたしますと大体2.3倍の格差があるところでございます。

それに対しまして、真ん中、地方法人二税に限って格差を見てみますと、最大と最小の差が約5.9倍で、地方税においては、地方法人二税が全体の中でも偏在性の高い税目となっているところでございます。

このような状況を踏まえまして、これまでの取組を21ページ目につけさせていただいております。まず、上の法人事業税における取組でございますけれども、平成20年度改正におきまして、地方法人特別税（国税）を創設いたしました上で、人口及び従業者数に応じて各県に譲与するという仕組みが導入されました。その後、一旦なくなりました上で、直近では令和元年度改正におきまして、改めまして特別法人事業税ということで、法人事業税の一部を分割いたしまして、これについては特別会計に入れる。その全額を、人口を基準として各都道府県に対しまして、特別法人事業譲与税の形で譲与するという仕組みが構築されたところでございます。

また、下の法人住民税につきましては、平成26年度改正、消費税率8パーセントに引上げの段階におきまして、住民税の一部を地方法人税として切り離し、全額を地方交付税の特別会計の方に入れる。これにつきましては、地方交付税の原資とした上で、地方交付税として各団体へ配分する。そのような仕組みが講じられたところでございます。

その具体的な内容については、22～24ページ目につけさせていただいておりますけれども、これらの取組、とりわけ24ページ目にあります特別法人事業税及び譲与税の導入によりまして、25ページ目にありますとおり、それまで地方法人課税の税収は、各県の県内総生産の分布状況と比較しまして大都市に集中している状況にございまし

たけれども、この新たな偏在是正措置の導入によりまして、地方法人課税の税収と各県の県内総生産の分布がおおむね合致するという見通しの下、このような偏在是正の仕組みを導入させていただいたところでございます。

以上、地方法人課税特有の課題について御説明させていただきました。今後も引き続き、不断の見直し・検討を進めていきたいと考えております。委員の先生方には、引き続き御指導をいただきますよう、よろしく願いいたします。

以上でございます。

### ○中里会長

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から御意見を頂戴できればと思います。御意見がございました方は、会場で御出席の方も含め、画面上の「挙手」ボタンを押してください。発言順につきましては、こちらで指名させていただきますので、指名された方は、会場に御出席の方は卓上マイクをオンにいただき、オンラインで御出席の方は「ミュート」ボタンを解除して御発言ください。挙手いただいた順に指名をさせていただきますが、おのおの委員の出席可能な時間の関係で前後する場合がございますので、あらかじめ御了承ください。

それから、本日御欠席の芳野特別委員、河野特別委員及び岡崎特別委員から意見書が提出されております。政府税調のホームページにも後ほど掲載予定ですので、適時御覧いただければと思います。

それでは、「挙手」ボタンのプッシュをお願いいたします。

梅澤特別委員、お願いいたします。

### ○梅澤特別委員

幾つかの論点の指摘をさせていただければと思います。

まず、日本の法人税は先進国の中でも高い部類で、今日のグラフでは主に欧米との比較でしたが、特に海外からの投資対象として比較をするときに、アジアの主要国間での比較になると思いますが、そこで見ても、シンガポールの17パーセントあるいは韓国の24パーセントというところと比べると、日本はまだ高いというのが一点目です。

二点目、経済安全保障、サプライチェーンリスク、そして空前の円安、こういう外部環境の変化を受けて、日本企業の日本への拠点回帰の流れが再度生まれてきています。さらに、海外企業の中でも、一部日本の高い生産技術と、かなり下がったコストを勘案して、日本の先端的な製造拠点をつくろうかという検討が始まる動きも出てきています。近年見られなかった、新しい、日本にとって望ましい動きも出てきているので、仮に法人税率を上げようという検討をするということだとすると、ここで投資のハードルを上げるのは機会損失が大変大きいなと考えています。

三点目、スタートアップ創出元年ということですが、依然として日本のVC投資は諸外国に比べると圧倒的に少ない。それから、経済全体の生産性が低い。賃金水準も低

いという様々な問題指摘がありました。最大の課題は、経済のダイナミズムの欠如、特に非効率なゾンビ企業の温存にあると思います。開廃業率を合わせて5パーセント強、諸外国は足すと大体15～25パーセントと、この比較を見れば明らかだと思います。欠損法人が63パーセントある中で課税ベースを広げる、外形法人課税逃れの企業も増えてきているということも含めて、中小企業優遇税制を見直す、この辺りが重要な課題だと考えています。

最後に、御参考までですけれども、委員の皆様には当然のことだと思うのですが、BSの右側の数字である内部留保というものを問題視する議論はナンセンスなので、これはいいかげん打ち止めにしたいと思います。議論をするのであれば、現預金がどのくらい増えているのかということだと思いますが、これも総額で見ると話ではなくて、事業規模あるいは総資産額に対する比率で見るという話が妥当な分析ではないのかなと考えています。

以上です。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

佐藤委員、お願いいたします。

#### ○佐藤委員

御丁寧な御説明をありがとうございます。振り返って2010年代以降で見ても、法人税をめぐってはいろいろな税制改革があったのだという感想を持ちました。

さて、まずは研究者的な思考になりますけれども、これまでもいろいろあって、一連の改革、具体的には成長志向の法人税改革と所得拡大税制、あるいは研究開発税制を含めて、いかなる効果があったのか。例えば賃金とか、まさに国内投資、無形資産投資、特にスタートアップへの効果とか、こういったところで検証する機会があってもいいのではないかと。学者の仕事といえば学者の仕事ですけれども、必要なデータを提供いただいて、これまでやってきたことは一体どんな結果を日本経済にもたらしたのか、日本企業にもたらしたのか、そういう議論があってもいいのかなと思いました。

それから、先ほど梅澤特別委員から新陳代謝が足りないという話がありましたが、スタートアップ企業が少ないということ。アメリカで面白いなと思った事例は、スタートアップの赤字法人については、例えば租税特別措置の金額を、社会保険料、雇用税の事業主負担から引いてもいいという仕組みもあるのです。つまり、スタートアップは赤字法人が多いので、例えば所得拡大税制や研究開発税制を仮に手厚くしてもなかなか恩恵が行き渡らないということになりますので、そうであれば、日本であれば社会保険料の事業主負担とか固定資産税、こういったものから控除する仕組みがあってもいいのではないかと気がします。もちろん、猫もしゃくしもというわけにはいかないのですが、中小企業は特に赤字企業が多いので、そこは分野及びスタートアップである、そういったところは対象を絞ってこういう措置を講じてもいいのではないかと

という気がします。どうしても研究開発税制とかは大企業に恩恵が行きがちになりますので、そういうところをもう少し恩恵の裾野を広げていくということはあっていいのかなと思いました。

それから、外形標準課税にも関わるのですけれども、中小企業の定義はそもそも資本金1億円でいいのかなと。地財審なんかでも外形標準課税の適用基準を変えるという議論があるようですけれども、今の基準でいけば99パーセントが中小企業ということになりますが、事実上、中小企業税制がデフォルトスタンダードになっているということだと思います。それがあって、総務省の資料にもありますとおり、みんな減資して外形標準課税を免れるとか、中小企業税制の恩恵を受けたいというインセンティブが働きやすいのだと思うのですね。

そうだとすると、中小企業ってそもそも何なの、我々は何をしようとしているのか。本来、中小企業税制というのは経済政策であって、社会政策ではない。つまり、救済ではなくて、成長に対する支援だと思うのですね。そうであれば、その趣旨に沿うように対象をある程度絞っていくことが必要だと思います。

本当はスタートアップに限定するのが一番良いと私は思うのですけれども、そうではないというのであれば、中小企業の定義を含めて、そもそも中小企業の適用範囲はどうあるべきかという議論はあっていいのかなと思いました。

あと、細かいことですが、総務省から説明のあった法人二税の分割基準の話ですけれども、そろそろ事業所と従業員という数ではなく、もっと経済価値に基づくべきだと思うのです。アメリカなんかだと、例えば売上げ、ペイロール、資産価値、こういったものに基づいて分割しているじゃないですか。特に、デジタル経済ではありませんけれども、工場はなくても売上げが発生している地域があるので、そういう経済のデジタル化というのは、国際経済だけではなくて国内経済においても起きているわけです。そういった現状も鑑みれば、分割基準というのを本来はもうちょっと見直して現代化したほうがいいのではないかなという気がしました。

あと、細かいのですが、先ほど総務省からグループ企業の話があったと思うのですけれども、例えば、地方法人課税というのは単体法人課税なのですね。でも、日本の国の法人税はグループ通算課税なんかも認めているので、そうであれば、グループ単位で課税するという発想が本来あっていいのかなと。そうすると、子会社が1億円以下でもグループ全体で見れば大企業なので、適用対象になるのではないかなという気がします。その辺り、課税単位の見直しもあっていいのかなと思いました。

最後、雑感ですけれども、改めて抜本的に法人税改革を考えていく必要があるのではないのでしょうか。これは中長期的な視点ですけれども、税務については簡素化の方向があっていい。それは中小企業のためにも簡素化があっていいですし、税制についてはOECDのピラー1、ピラー2とも超過利潤に対する課税というところに注目しているので、我々経済学者はキャッシュフロー課税は大好きですけれども、もうちょっと

超過利益に対する課税という視点があつていいのかなと思いました。

以上です。

#### ○中里会長

ありがとうございました。

田近特別委員、お願いいたします。

#### ○田近特別委員

私からは、日本経済、企業のやや長期の動向を踏まえて、足元の法人税をどう考えたらいいかということ述べさせていただきたいと思います。

20ページ目の表を開いていただきたいのですが、まず日本経済、企業の動向と言いましたけれども、私流にこの「キャッシュフローと企業の投資」からどう考えたらいいのか。実はいつもこのような流れで考えているので話させていただきたいと思いません。

内部留保というのは、ここでは企業の当期利益から配当を引いた、純粋に企業の懐にあるお金、それに減価償却を足し込んだものが企業のキャッシュフローだと。これは赤い線です。そして、青い線が減価償却。赤い線と青い線の差が内部留保です。したがって、企業がありていと言え赤字になったときがあるわけで、内部留保が赤いシェードになっている。縦の線が非製造業、製造業の投資と。これから何が見えるのかということです。企業の利益というのは大きく変動するので、キャッシュフローも変動する。それは分かる。特にリーマンショックのとき、あるいはコロナのときは下がった。ただ、最近は大きくなっている。

以上が前置きで、私が一番言いたいことは、減価償却が2000年から2021年の20年間ほとんど変わっていないのです。むしろ少なくなっている。つまり、いっぱい投資していれば減価償却が増えていくわけですがけれども、投資があまり行われていなかった。それどころか、私は日本のデフレの真顔というのはここにあると思うのです。

この図だと、私自身さっき見て考えていたのですけれども、2000年から2012年は減価償却よりも投資が少ない。企業は減価償却でお金を取り返すわけですがけれども、それ以下の投資しかしていない。これこそ、まさにデフレのときだった。この機会は、マクロで言えば、まさにGDPデフレーターがマイナスになったときです。期せずして、2012年12月に安倍政権ができて、それ以降、かろうじて減価償却より投資が増えてきた。これが日本の姿だと思います。

そうした中で、法人税をどう構想するのかということです。これに加えて、時間がないからはしょっていますけれども、この間、実は日本の企業が仕事を怠っていたわけではなくて、積極的に海外投資をしたわけです。

ところが、今の図に加えて何が今起きているかということ、世界的に投資の国内回帰が起きている。日本で言えば、円安になって、政治的な状況もあって、日本でも私は国内投資への回帰、国内雇用の回帰が非常に重要になっていると思います。

それから、マクロ経済的には、言うまでもなく賃上げをどうしていくか、賃上げのできる環境をどうつくるかというところで、今までのキャッシュフローの動き、つまり、停滞した投資、それに加えて、現在非常に大きな喫緊の問題となっている国内投資、国内雇用の回帰に向けて法人税をどう仕組むかということを考えていくと、やはり生産性の高い企業に対しては、税、雇用を含めて積極的に支援していく。一方で、先ほどからあるように企業の新陳代謝を図るということだと思えます。

最後に、国際的な側面と関係して、実はミニマムタックスとの関係では国際課税が重要になってきます。国際課税の面では、どうしても今の仕組みだと無形資産の国外移転を通じた租税回避が避けられない。それを一定程度阻止するためにも、私は日本版のミニマムタックスが必要だと。日本版と断りたくないのですけれども、いわゆるOECDのインクルーシブ・フレームワークのピラー2、最低税率の議論が進んでいます。日本はそれに加わってその実現を図っていくと同時に、それが仮に難しくなっても、日本版のピラー2的なものを図っていくべきだと。

以上です。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

それでは、熊谷特別委員、お願いします。

#### ○熊谷特別委員

私からは、大きく四点申し上げます。

一点目としては、法人税は大原則として課税ベースを拡大することが非常に重要だと思いますので、その意味では、大原則からの逸脱はなるべく限定的・抑制的にすべきです。典型例としては租特でございますけれども、経済活性化の美名の下に租特を濫用することは、税の中立性・効率性・簡索性などの様々な側面から見て弊害がございます。また、1.6兆円の減収を招くわけでございますから、財源の調達機能という面からも大きな問題があると考えます。したがって、冒頭、佐藤委員から御指摘がございましたが、やはり費用対効果の検証を徹底的に行って、EBPMを行うということが鍵になると思えます。

二点目は税率の話でございますけれども、わが国では累次の法人税率引下げにもかかわらず国内産業の空洞化が進み、また、国内での賃金や設備投資の増加などに結びついていないという現実に鑑みると、法人税率を上げるということではないと思えますが、当面、やはり税率は下げないというのが合理的な判断になるのではないかと考えます。むしろ、田近特別委員から御指摘のあった、賃金とか設備投資の増加に向けた戦略的な対応こそが肝要であると思えます。

三点目として、その中で具体的に対応が必要とされる分野を4つほど申し上げますと、1つ目は無形資産投資、特に人材投資は、岸田政権が掲げる「新しい資本主義」の一丁目一番地ですから、徹底的にサポートする必要があります。2つ目は賃上げ税制



の深掘りでございます。例えば、社会保険制度のデータを活用して、給与総額ではなく固定給を対象にするということも検討の余地があるのではないのでしょうか。3つ目にカーボンニュートラルに向けた対応でございますが、カーボンプライシング、炭素税も早期に検討に着手すべきですし、また、脱炭素を促すような研究開発税制なども整備しなくてはなりません。4つ目は、先ほど梅澤特別委員などからも御指摘があったスタートアップの活性化に向けた施策が重要です。

最後に大きな四点目として、先行きの課題ということで申し上げますと、Web3の世界ではDAOと言われるような自律分散型の組織が出てくるわけですから、将来的な課題としてこうした動きに対応した税制を考えていく必要がございます。

日本の場合、産業構造で見れば、製造業が強くて、また、巨大なプラットフォームが存在しない一方で、コンテンツは強いわけですから、こうした日本の産業構造などを踏まえた上で、日本の国益に資するような税制を、将来的な課題として検討することが必要ではないかと考えます。

私からは以上でございます。ありがとうございます。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

それでは、吉村委員、お願いします。

#### ○吉村委員

既に発言になられた委員の方と重複しますので、手短かにコメントしたいと思います。

1つ目は、ここまで税率引下げ等の様々な法人税改革が行われてきました。また、政策的な措置というのも数多く導入され、かなり法人税制は複雑なルールになっております。国際課税を含めて、そういった複雑なルールを簡素化するという方向で見直しを進めることが必要だと考えています。特に効果検証です。必要な措置であったのかといったところも含めて、法人税全体的にレビューができればと考えております。

もう一点が、コロナ後といたしますか、コロナで傷ついた経済がこれからリカバリーをしていくといったところで、どこに力を入れるかということ正面から議論していくべきだと思います。これも既に熊谷特別委員などから御指摘がありましたけれども、無形資産投資あるいはベンチャーキャピタルへの投資を後押ししていくことが必要ではないかと思えます。

また、佐藤委員が御指摘になりましたように、現状の研究開発税制は赤字企業への後押しということには恩恵が及んでいないということでもあります。海外を見ますと、中小企業、あるいはその中で一定の要件で縛りをかけて還付を認めている国も多くございます。特に、ドイツなどは最近、研究開発税制を導入しましたがけれども、これは比較的小規模な企業をターゲットとして還付付きの研究開発税制も導入しております。もちろん詐欺的なものも出てくることも予想されますので、慎重に検討すべきかと思えますけれども、どうやって研究開発税制の恩恵を広げていくかということを考える

必要があるかと思えます。

また、地方税についてですけれども、偏在是正という観点から法人課税の様々な調整と申しますか、改正が行われてきたということで、よく分かりました。これも佐藤委員が御指摘になりましたけれども、国際課税と同じく、物理的な活動に注目をして税源の帰属を考える、あるいは税源の分割を考えるというのは少し難しいような経済状況になっているのではないかと思います。こういった観点から、地方法人課税についても見直しを進めていく必要があるかと思えます。

以上です。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

足立特別委員、お願いします。

#### ○足立特別委員

私からは、企業を取り巻く環境変化に即した税制の対応に関しまして、法人課税につきまして3つ、地方法人課税につきまして1つ意見がございます。

まず、法人課税につきましては、コロナ禍で経済社会の構造変化が進んでおります。14ページ目にありますように、組織再編税制などの税制の在り方についてですけれども、企業のバランスシートから資金繰りの悪化への対応、そして、手元の資金の積み増しが求められております。確かに、企業の現金・預金も増加してきていますけれども、足元ではその増加が鈍化傾向であります。負債におきましても、短期借入金から長期借入金にシフトしていた有利子負債が短期借入金の増加とともに増えてきております。そうなりますと、今後、成長産業への組織、人材の移行を促すためにも、戦略的・抜本的な組織再編の実現が重要かと思えます。

したがいまして、企業活動が変化する中で、事業活動円滑化に向けた税制措置、例えばスピンオフ税制の対象となります類型の検討、また、御指摘がありました外国子会社配当益金不算入制度やタックスヘイブンの対策税制の見直し基準の検討、さらには当然、譲渡益に対する課税の繰り延べ措置などの検討も重要な課題になります。

2つ目につきましては、イノベーション創出の拡大に向けた税制措置に関する意見になります。まず、8ページ目にありますように、自社にない技術を有する大手企業とスタートアップ企業による共同の技術革新を促すオープンイノベーション促進税制が創設されました。このような税制におきましても、出資を受ける企業等のニーズを踏まえながら、税制の適用期限を企業の経営判断に配慮した年数の検討、また、適用要件となる出資金額の緩和、そういったものを講じることが重要かと考えます。

3つ目としましては、12ページ目の租税特別措置の評価も重要です。例えば企業のDXを促進するためのソフトウェアなどの投資に基づいた税優遇、DXの投資促進税制でございますけれども、本来は課税とは公平な原則に基づいて納税者の負担能力を考慮した公平な税負担が求められますが、こういったような租税特別措置は政策目的のた

めに税の減免あるいは増徴することが例外的な措置になります。

したがって、各措置の利用状況を踏まえつつ、必要な政策効果を適切に見極めた上で、廃止を含めたゼロベースの見直しや、なおかつ、企業の新陳代謝を促すような必要かつ有効な税の減免・増徴が重要になると考えます。

さらに、地方法人課税につきましては、安定化の視点から、本日、佐藤委員から指摘がありました企業規模と法人事業税の軽減や税制措置の関係についての意見になります。

まず、新型コロナウイルス感染症の中で、明らかに資本金を減少させる減資を行い、税制上の中小企業になる動きが、非上場であれ上場であれ増えてきています。確かに、事業規模に比べて資本金が過大となる企業にとっては、資本金を取り崩して株主に分配させることで、資本効率を向上させる政策は取らざるを得ません。しかしながら、本日の資料の17ページ目から19ページ目にありますように、明らかに中小企業につきましては法人事業税におきます外形標準課税の対象外になりますし、なおかつ、中小企業向けの各種税制措置があります。つまり、法人税率の軽減といったような税負担の軽減が受けられます。

そうなりますと、かつては各種の規制が存在して、資本金が企業規模を表すことに一定の意味がありますけれども、減資などの恣意的な変更も可能になります。そのため、資本金は企業規模を示す指標としては必ずしも適切ではないという一面が強く出てきております。

したがって、法人事業税の軽減や税制措置を適切に行われますように、経済活動に関する指標などを補足的に用いるといったような税制上の基準の検討も重要であると考えます。

私の方からは以上四点になります。

#### ○中里会長

清家委員、お願いします。

#### ○清家委員

御丁寧な説明をありがとうございました。特にこの間、法人税の様々な軽減措置が講じられてきたということもよく分かりました。

私のコメントは、佐藤委員、熊谷特別委員あるいは吉村委員などもおっしゃったことと共通ですけれども、この間ずっと取られてきた軽減措置が本来の目的をどのくらい達したのかどうかということを実証分析した上で、税制改革の議論をした方が良いのではないかと思います。

私も関与した例でいうと、復興特別法人税をつくったわけですが、それも前倒しで終了したわけです。たしかそのときの議論は、それによって賃上げや投資などを促してはどうかということだったと思いますけれども、本当にそれがそういうふうになったのかどうかということです。もちろん印象論で言うてはいけないので、他の

条件をきちんとコントロールした上で効果を厳密に分析する必要があると思います。

以前はよく、それこそ田近特別委員と油井さんとの共同研究などで税制の実際の企業行動への影響の分析などもあったと記憶しています。税制が資本コストを本当に下げるのか、下げるとしたらそれが賃上げや投資にどういう影響を与えているのか、あるいは、個別の税制でいえば、投資税額控除などが投資に実際にどういう影響を与えるのか、加速度償却の効果などについても、かつてはとても綿密な分析がなされていたと思います。

最近、私は不勉強なのでもしかしたら同じような分析もなされているのだろうとは思いますが、ぜひそうした実証分析を事務局においても整理していただいて、そうした分析に基づいて法人税改革の議論をすると、さらに説得力が増すのではないかと考えておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

#### ○中里会長

ありがとうございました。

それでは、大田特別委員、お願いします。

#### ○大田特別委員

政策税制について申し上げます。

熊谷特別委員が言われましたように、最近、屋上屋を架すように政策税制を導入して、しかも効果の検証がなされていません。幾ら何でも政策税制を安易に使い過ぎていると思います。

二点申し上げます。一点目は、政策税制は短期でなければインセンティブにはならないということです。いつまでも続きますと、単なる補助金になってしまいます。緊急時の支援策であっても、リーマン危機のときに導入された法人税率の特例のように危機が終わった後もいつまでも続きますと、次の危機が来たときに使えないということになります。したがって、一定期間が終わったら必ずやめることが必要です。

二点目は、政策税制が逆に全体の生産性を下げる効果を持っているかもしれないという点に注意が必要です。星岳雄先生が発表されましたように、平均よりも生産性が高い企業が市場から退出して、低い企業が残ってしまっている。これが日本の生産性を下げる要因になっていると分析されています。政策税制の中に、生産性が低い企業を低いまま守る効果を持っているものがないか検証が必要です。

もう一点、外形標準課税について申し上げます。外形標準課税は、御説明の中にありましたように、行政サービスの経費を全員で負担する、広く負担するという応益課税ですから、大法人だけを対象にするものではなかったはずなのですね。今、1パーセントですか、大法人だけを対象にしたというのはこの税の欠陥だと思います。本来の趣旨に戻って、資本金1億円以下の企業であっても、ごく簡素に、非常に薄いものであっていいから、何らかの外形基準による課税を導入すべきだと思います。それを

そろそろ考えるべき時が来ているのではないでしょうか。

以上です。ありがとうございます。

○中里会長

ありがとうございます。

中空委員、お願いします。

○中空委員

御説明ありがとうございました。大変勉強になりました。

多くの先生がもうおっしゃっているので、重複する意見は申し上げません。その上で二点だけお話をしたいと思います。

一点目が、法人税を考えるときに必要な考え方として、公平性だとか、賃金の上昇に対するインセンティブだとか、いろいろあったと思うのですが、若干抜けているかなと思うのが競争力の確保です。冒頭に梅澤特別委員がおっしゃいましたが、海外勢が円安メリットを生かして日本に来たいとするときに、果たして来たいと思う税率なのかということや、競争力を維持するということが目途に入っているかということについて、検証やチェック、それから、そこへの配慮が必要かと思っています。

二点目に関しては、これだけグリーンだ、サステナブルファイナンスだと言っているのに、それを主に実行する事業体が関わるこの分野での税制をどうするか、法人税か炭素税か、など議論をしなければならないにも関わらず、ほとんど考えていないように見えるのはどうなのだろうと思います。熊谷特別委員がおっしゃいましたが、炭素税については法人税に成り代わって、グリーンやサステナブルファイナンス市場の財源となるべきものだと思いますし、一刻も早く、真剣に考慮をしていく局面なのではないかと思っています。

その意味で、地方税の方にありました森林環境税ですが、令和元年度に創設されているのに令和6年から課税しますという話になっていることなども注意すべきではないでしょうか。そこまで悠長なことで良いのでしょうか。GXをもう少し日本の経済成長に使うのであれば、財源は必ず用意すべきなので、そういう意味でGXをやっていく、経済成長していくことに対する税制の取組が進んでいないのではないかと憂慮してしまっただ次第です。この点について、少し進んだ発想や取組が必要だと思います。

以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

武田委員、お願いします。

○武田委員

事務局には大変分かりやすく現状を御説明いただきまして、ありがとうございます。状況は大変よく理解できました。

意見を二点申し上げたいと思います。

一点目は、政策税制の効果検証と、効果検証に必要なデータがあるのかという点です。

政策税制効果については、皆さんがおっしゃったとおり、エビデンスベースでしっかり政策効果を一度検証して頂きたいと考えます。

デジタル化が進む中で、必要なデータはしっかり提出いただき、それを分析してPDCAを回し、アジャイルに政策を見直していく、そうした流れが必要と思いますが、その点について取組が何かございましたらお伺いできればと思います。

二点目は、スタートアップについてです。経済全体の生産性上昇には新陳代謝が必要で、梅澤特別委員から冒頭御指摘がございましたとおり、スタートアップを増やすという側面だけではなく、非効率企業の退出を伴いつつ結果的に人や資源が成長分野へ移っていくことが重要になるので、両面をしっかりと考えていただきたいと思います。

また、スタートアップについてはエコシステム全体で捉える必要があると考えております。例えば税制だけではなく、エコシステムを担う人材がどうしたら確保できるのか、IPOに偏った出口の問題や、大企業とスタートアップがオープンイノベーションを行う際に解決すべきことは何なのか、こうした点は税調の範囲を超えるかもしれませんが、税制の効果上げるためには必要なことと思います。本当にエコシステム全体として何が本当のボトルネックなのか、その中で税制が何をすべきか、という視点で議論が必要ではないかと考えます。

以上でございます。ありがとうございました。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

ただいま御質問がありましたので、藤山三課長、お願いします。

#### ○藤山主税局税制第三課長

ありがとうございました。多くの先生から政策の効果検証が必要だという御意見をいただきました。私どもも全くそのとおりだと考えておりました、EBPMに対する取組を今後一層充実させていく必要があると思っております。

その中で、今、武田委員から御質問のありました十分なデータがあるのかという点につきましては、正直なところ、必ずしも十分なデータがそろっていないようなものもございます。

こうしたことも含めて、現在、私どもは総務省の行政評価局とも相談をしております、EBPMの取組、効果検証を一層充実させる観点からどのようにしていったら良いのかという相談をし始めているところでございます。少々時間がかかってしまうかもしれませんが、着実に効果検証が改善できるように取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

それでは、宮永特別委員、お願いいたします。

### ○宮永特別委員

丁寧な御説明、本当にありがとうございました。状況はよく分かりました。私は企業の経営の立場から少し申し上げます。

まず、現在、サプライチェーンの見直しや、将来の不透明度がかなり増しております中で、働く方々をはじめとしましたマルチステークホルダーに配慮した経営がこれからますます大事になっていくということは十分に認識しております。特に、国内投資と持続的な賃金の引上げに積極的に取り組むことが、中長期の成長を目指していくためにも大変有効であるということも認識して、多くの企業が活動を始めていると思っております。

また、現在、グローバル化の後退ということも言われている時代になっておりますが、税収の増加を長期的に考えていく、そのためのエンジンである企業の国際的な競争力の維持・強化が非常に大事なことは変わっていないと思っております。

特に、そのためには諸外国に引けをとらないというか、少なくとも劣らない税制措置が大切で、その税制措置の特に大事な点は、国内における設備投資、研究開発投資、無形資産投資の水準を持続的に向上していくことにつながるもの、それがまた企業の成長力の維持・強化につながっていくということが必要ではないかと思っております。

あわせて、将来の納税の担い手となる企業の裾野を広げていく、つまり産業界自身の活性化を図るためにも、各委員の先生からもお話がありましたスタートアップの育成は非常に大事なことだと私どもは感じております。

その中で、武田委員からお話がありましたように、エコシステムを全体として考えて、それを特に日本の強さを生かせるようなスタートアップ・エコシステムの構築の助けとなるような税制措置が考えられると非常にありがたいと思っております。

以上でございます。ありがとうございます。

### ○中里会長

ありがとうございます。

辻委員、お願いいたします。

### ○辻委員

端的に四点御指摘したいと思えます。

一点目は、皆さんと同じところですが、地方経済を見ても、かなり思い切った法人税改革をしていかないといけないということです。しかも、それによって経済活性化が担保できるということが必要だと思います。特に中進国、途上国の方が若い労働者を前提に、新市街地に大胆に開発していき、そこで実効税率が低い傾向にあります。これに対して、日本は既成市街地の中を地道に再開発していかなければ駄目で、しかも労働者は結構年を取っています。ここで既存の土地利用を転換していかなければな

らないのです。

今回の税制調査会の、前半の審議では、いろいろな分野からたくさん勉強させていただきました。なかでも、働き方改革は一つの大きなテーマで、これにかなり投資をしていくという方向になっていました。しかし、これも短期で簡単に生産性プラスの効果が出るとは言えない投資です。休暇もどんどん取らせるようになってきていますので、単純に言うと経済活動の総時間は短期ではマイナスで、この中で経済の実効性を落とさず、中長期で経済成長に結び付けていくには、かなりの税制改革をしっかりとやっていくということが重要だと思います。

二点目に、これを前提にすると、私は地方法人税のあり方も、経済成長のあり方に大きく影響を与えていると思っています。つまり、企業が経営転換して、地域経済を変えていくに当たって、いろいろな調整作業をしていかなければなりません。

これを実際にやる主体は企業であり、密接にかかわるのは地方自治体になります。地方法人税は全体地方税の約4分の1を占める重要な財源ですが、同時に企業の活動を活性化することが地方にとっても法人税収でメリットがあるのだという体制をつくるのが日本全体の活性化にプラスになるのであり、こうした構図は、今後も維持していただきたいというのが二点目になります。

三点目は、まさに今日説明があったとおり、地方法人税の偏在性と安定性に関係することです。これまでも分割基準を変えたり、外形標準化をしたり、譲与税化をして改革しました。今回の図表の中でもその効果が一定程度あったことは明らかだと思います。東京都分の大きな突出した部分については日本全体で活用できるようになったのですが、このなかで私がちょっと気になるのはそれに続く大阪とか愛知とか、比較的法人税収にウェイトを大きく持っていた団体が、この改革の中でどうなったかということです。

今日はあまり詳しく説明はありませんでしたが、東京都の次は愛知県が住民1人当たりで見ると大きな法人税収を得られていた時もあったのですが、直近では、大阪が再び2位に返り咲いております。トヨタは相変わらず元気なはずですが、それにもかかわらず順位の入替わりがあったのは、経済実態の変化を受けたものなのか、それとも各種地方法人税改革の影響を受けたものなのか。この辺の実情が分かりましたら教えていただきたいというのが三点目です。

最後に四点目です。今日の説明の中で一番気になるのは、地方法人事業税の外形標準課税対象法人の1億円超の企業がじりじり減ってきているということだと思います。

何人かの委員が御指摘されていましたが、これは、地方法人事業税の問題だけではなく、様々な中小企業関連施策が1億円を基準に講じられているという事情も関連しております。これらの施策を見直すことも必要かもしれませんが、同時に地方法人事業税に関しても、課税ベースをなるべく広く持っていくということと簡素化していく



ということを大原則に、見直しを検討していくことが必要ではないかと思います。  
以上です。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

中野都道府県税課長、お願いします。

#### ○中野自治税務局都道府県税課長

御質問のございました偏在性の観点で、地方法人課税は東京に次ぐ愛知、大阪の順位がどうなっているのかということでございますけれども、一般的に申し上げまして、製造業が地域経済の中心である地域は、これまでの傾向から言いますと為替変動が企業業績に直結して、その企業業績が税収にも反映されるということがございまして、為替変動に合わせて税収の変動があるというのが、今まであちこち地域を見てきたところの中で見えてきているところでございます。

そういった観点から、実は愛知県で申し上げますと、1人当たりにならしたときの税収額も各年で結構変動しております、その一方で大阪はあまり変動が大きいというのがございます。

そういったことがございまして、今回お示しさせていただいたグラフでは東京、大阪、愛知の順番にたまたまこの年はなっているということございまして、必ずしも偏在是正の効果ではないと考えているところでございます。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

それでは、田中特別委員、お願いいたします。

#### ○田中特別委員

今日は中小企業の発言をするのが非常に厳しいなと思っているのですが、どこまで私が説明し切れるか分かりませんが、少しお付き合いをいただきたいと思えます。

中小企業優遇税制を見直すというお話がありました。それから、公平性というお話がありました。公平性というのは、どんなスポーツでもそうですけれども、体重とかクラス分けがあっても不思議はないように思うのです。それから、性格が違う。中小企業と大企業の違いは、例えば資本金を集められるのかどうかというところが大きく違いますね。それから、ロケーションを選べなかったり、人材を確保するのが非常に難しかったり、そのロケーションにおいて効率性だけが求められる役割ではなかったりということがあると思えます。そういう中で、今日の全体のお話はすごくよく分かるのですが、では大多数を占める中小企業を伸ばしていくにはどうしたらいいのかという視点でぜひ考えていただきたいと思えます。

例えば内部留保について言えば、お手元に企業のバランスシートが出ていますね。ここで短期借入金と長期借入金、内部留保といったものが出ていますが、中小企

業は資本をたくさん集められないので設備投資に使えないのです。ですから、ここにある資産の対象になるのは借入金になるのです。その借入金を返済しなければいけないので、利益を出して税金を払った残りが返済になります。それがそのまま内部留保になるわけですね。ですから、内部留保がたくさんあるということが、現金がたくさんあるとか、投資をしていないということではなくて、中小企業にとっては内部留保がたくさんあるということは設備投資をたくさんしてきたということのあかしでもあるわけです。

もう一つ、先ほど田近特別委員からキャッシュフローと償却のお話がありました。減価償却費の中で設備投資をしている、減価償却以上の設備投資を最近は少しするようになったけれども、今まであまりしていなかったという話がありましたが、中小企業にとって減価償却費は返済原資の一部なのです。これだけで設備投資はなかなかできません。ですから、例えば償却期間と返済期間がマッチしていればいいけれども、えてして償却期間は非常に長くて、銀行から借り入れている期間は短くて、このギャップがあって資金繰りに困っているということがあります。この辺はまさに資産を集めて運用する大企業と中小企業とはかなり違うのではないかと、感覚としては分かりました。そのときにどうしたらいいのかということですが、中小企業と大企業を一緒にして内部留保がどうということ言うのは少し違うかなということが一つあります。

それから、外形標準課税について今日お話がありました。中小企業と大企業で一番優遇と言われているのが、多分この外形標準課税が適用されるかどうかということだと思います。中小企業の優遇税制で税率についての軽減はありますけれども、これは大企業から言わせれば大した額ではないですね。70万に満たないですから。それよりも、むしろ外形標準課税が適用されるかどうかということだと思います。

ここについては、中小企業にとっては賃金に税金がかかってしまうということは非常に負担が大きく、雇用足かせになるということが一つあります。そして、近年は、税金だけではなくて社会保険費用がかかるわけですね。この保険料が税金よりも高くて、賃金の負担が多い、労働負担率が多い中小企業にとっては非常に足かせになってくるのではないかと考えています。ですから、外形標準課税は適切ではないと感じますが、さて、大企業と中小企業を比較してどうかという話です。

大企業が中小企業の優遇を受けるために減資をしてというお話は、それ自体が問題であって、だから中小企業も同じように政策を打てという議論にはならないと思います。まず、そういうことを防ぐためには、先ほどもお話のあったグループ全体での見直しをすとか、防ぐ方法はあると思うので、だからといって中小企業も優遇税制を見直せということではないと思います。

私としては、中小企業を活性化するため、中小企業の立場に立って税制をどうしたらいいかということについてももしっかり考えていただきたい。それが公平性ではないかなと思います。

以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

岡村委員、お願いします。

○岡村委員

貴重な御説明をありがとうございました。

田近特別委員も取り上げられた今日の財務省資料の20ページ目のところから少しお話をしたいと思います。

この中で、減価償却費と言われているものは、恐らくこれは財務諸表等から持ってこられた数値に基づいているのではないかと思うのですけれども、一旦資産として計上されたものを償却していくということだと思ふのです。これに対してキャッシュフローで出ていっている部分は、資産化されずに、その期、その期に費用控除される、損金算入されるものだと思います。こういったものについて、どちらもサポートする必要が出てまいりますが、法人税の手法としては、両者は違って来るだろうと思ひまして、そこのところをどのようにしていくかということですね。

いわゆる人材投資とか人的投資といったものが重視されていますが、そのときに一旦資産として見るのか、それとも、その期の損金にもともとなつてゐるから、さらにそれを促進するような、いわゆる賃上げ税制のようなことをさらに考えていくのかといったことがあるのではないかと思います。スタートアップとかVCをサポートしていくというところでは、どういう手法を使うかということが非常に重要になると思ひます。

25ページ目を見ていただきたいのですけれども、これもこの税制調査会で以前にも出た資料ですし、特に右下のところは衝撃的な図になっていると思ひます。これは学者の仕事なのかもしれませんが、ここで経済的競争力投資と言われているものが法人税の目から見てどう映ってくるのかというところの掘り下げをもう少しやって、この中に、投資というのは常識的に考えると、一旦資産化されるようなものを投資と言うのだろうと法人税では思ふのですけれども、ひょっとすると、即時に償却される、その期に損金算入されていくようなものもここに含まれているかもしれないということで、こういったものをもしサポートするとすれば、従来の研究開発税制と特別償却等の租税特別措置の効き方がここにはうまく合っていないくて、それでこういう現象が出てきているのではないかと思ひますので、そうするとそこを変えていく必要がある。つまり、そこにフォーカスをする形が今後必要になるだろうと思ひます。

経済学者の先生方から、法人税超過利益、超過利潤に対して課するのがいいのだろうということが出ましたけれども、これは法学者から言わせると、超過利益には課税すべきであるという規範論として解釈をしたいと思ふのです。現在の法人税法は、変な

ことをやらない限りは利子控除が基本的には全て可能です。それから、減価償却も恐らく経済的減価償却は十分に耐用年数表どおりにやればできるのだらうと思うので、そうなってくると、超過利益に対しての課税は少なくともしなければならぬという命題があるとすると、租税特別措置というものをどう考えるか。これは、大田特別委員が繰り返しおっしゃっているようなことになってくると思うのです。

一つの考え方は、特別措置の偏在性というのですか、ある会社がそれをたくさん使っている。今日の図でいきますと、13ページ目が非常に分かりやすかったですけれども、特別措置が1割強から15パーセントぐらい効いているという減収額のグラフを出していただいて、直近の数字では12.3パーセントですから、これをみんなが平等に使っているわけではなくて、ある会社はたくさん使っているだろうし、全然使っていないところもあるだろう。そうだとすると、総量規制のように、租税特別措置の利用はここまでにしてくださいというふうな、一種のミニマムタックスの考え方になってくるのですけれども、そういうことも考えられるのではないかと思います。

ミニマムタックスの問題になってきますと、国際ミニマム税というピラー2が恐らく来年実施されることになっていますが、これは売上高がかなり大きな、7億5,000万ユーロでしたか、今ちょっと数が出ないのですけれども、それに限られていますけれども、さらに、その国内版であるQDMTT (Qualified Domestic Minimum Top-up Tax) と呼ばれるものも、同時かその後か分かりませんが、恐らく入れることが要請されてくるだろうと思います。

これらの租税の課税ベースは連結財務諸表利益になるだろうと思われま。調整の余地はありますけれども、基本的にはそういうことになっているということで、課税ベースを拡大しつつ税率を下げるという基本方針から見て、国際的な連結財務諸表利益を使っていくということも考えて、そこからの乖離ということも、先ほどの超過利益には基本的には課税すべきであるということには合致してくるのではないかと思います。

それから、熊谷特別委員からDAOのことが出ましたけれども、これは法人税というものをどう考えるかということの一種の試金石とも思われます。国税だけでなく、むしろ地方税の方でこういったものに対して課税をやったときに、各地方公共団体はどういうふうにそれを分配するのかという問題が出てくるかと思えます。

今日の地方税の御説明の中で、交付税方式に持っていく地方法人税のようなものが一方にあり、他方では分割をしている法人事業税のようなものがあつたということで、そのところが納税者目線から見て、応益課税としての税負担というものの説明としてうまくいくかどうか。実はこの背後にはもっと大きな問題として地方消費税の清算基準の問題があるのですけれども、それは今日の範囲ではないので申し上げないことにしますけれども、ここをどう考えるかということ。特に地方自治の本旨から見て交付税方式をどう見るか、そういう議論はあるのだらうと思います。

以上でございます。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

諸富特別委員、お願いします。

#### ○諸富特別委員

私が今日の話題の中で一番気になりますのは、地方法人課税の方の外形標準課税の論点であります。総務省資料の16ページ目に出てきておりましたように、税収の安定性確保と応益性に基づく課税という観点から、外形標準課税の導入は非常に意義があったと思いますし、それなりの実績を上げてきていると思います。

しかし、今日の御報告にありましたように、外形標準課税の対象法人が減ってきている、税収に占める比率もかつては46パーセントになっていたのが現在は28パーセントに激減しているということもありますので、なぜこういうことが起きているのかということが大きな問題になってくると思います。

その中で、今日も議論がありました。大企業の外形標準課税を免れるための様々な措置が近年報道でもなされておりますけれども、統計的にもそういった行動が一定程度の規模で起きていることを示すレポートも出ております。例えば1億円から10億円の資本金の層が減って、逆に資本金ちょうど1億円の層の法人が増えているというデータもございます。これは、やはり1億円にすることによって外形標準課税を逃れるという行動に思われるわけです。

これはもちろん経済実態がそういうふうな形で、日本経済の広い意味での衰退を意味しているのだと言われるとそれまでかもしれませんが、一方で、大企業実態、活動実態、規模実態を持っていながら課税を免れるためにそういった措置を取っていく、減資をする、あるいは近年出てきているのは持株会社化が盛んに行われるようになってきているということですね。そうすると、ホールディングスの下に会社が分割されていく中で、一つ一つの会社が資本金1億円以下になってしまうことによって外形標準課税を免れるという2つのタイプ、企業自身が減資をすることと、ホールディングスになることによって対象を外れていくという2つの側面がございます。

こういった行動が実際にどれだけ行われているのか。これは資料の19ページ目にも出てきているものですが、こういった行動が主たる原因である場合には、どう防ぐかということが議論にならざるを得ない。

一つは、1億円という資本金のスレッシュホールドを下へ下げていく、8,000万にする、5,000万にするというのも一つの議論の筋ではあるのですが、もしこのような大企業の行動が背景にあるのだとすると、課税を行う際に、こういった持株会社については個々の法人に着目するのではなく、グループとしてつかまえていく方策がどうしても必要になる。これはほかの委員もおっしゃっていたとおりでと思います。

もう一つは、ここにも定義が書いてありますけれども、資本金1億円超の普通法人

ということになっておりますので、資本金という概念についてももう少し精査が必要になってくるのではないかなと思います。

では、貸借対照表上の資本金の項目は、資本金としてしっかりあるわけですがけれども、一方でこの資本金を減資されたときに、資本金に充てられていたお金が一体どういうふうに変形を変えて、どういう形になっているのかということをもう少し分析をしていく必要があるかと思えます。

例えば、資本準備金とかその他の資本剰余金のような形に変えているのであれば、資本金の概念をもう少し拡張して捉えることができるようにすることによって、ある程度捉えることができるのではないかという考え方もあると思うのです。

ですので、中小企業まで課税強化だというのは一つの筋ではあるのですが、仮にそこへ行かなくても、大企業の実態を持ちながら課税を免れている行動に原因を求める場合は、そういった行動に着目した改正の在り方が追求されるべきではないかと思えます。

以上でございます。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

それでは、秋田委員、お願いします。

#### ○秋田委員

私のような経済学や法学等の専門家でない者にとっても大変分かりやすく御説明をいただき、ありがとうございます。オープンイノベーション促進や5Gなど、デジタルトランスフォーメーションに向けて様々な政策がこれまで近年打たれてきていることが大変重要なことだと思っております。

一点目は、先ほど総務省や佐藤委員をはじめ多くの方から御指摘のありました政策検証というところに関してです。デジタルデータベースをつくっていく、かなり中長期的に広くいろいろな研究者が、投資効果・政策効果を検証できるような仕組みそのものを今後つくっていただくことが重要ではないかと思うところであります。

二点目としては、今もお話ございました、地方税のところですが、今後人口減少とともに地方の格差がより大きくなっていくことを考えたときに、この偏在性を是正していく措置の在り方が日本全国を活性化していく上でとても重要であろうと考えます。

そのときに、今ずっとお話になっております外形標準課税をどうするのかというところがございます。私が見ているところにおいても、数多くの企業がホールディングス化してグループ化していくことが顕著に行われております。この辺り、先ほどスレッショルドを幾らにするのかという議論がございましたけれども、それだけではなくて、どういう形で課税をしていくことがよろしいのか、中小企業にまで薄くかけるのか、むしろこういう免れているところだけをまずはターゲットとして、どのような形での課税の方法があるのかというところを検討していくことが必要なのではないかと

考えるところです。当方としては後者の立場を支持します。

三点目としては、全体の中で、25・26ページ目のところにありました研究開発費は増えてきているけれども、しかしながら、日本はずっと人材投資が大変薄いというところが全国版の資料の方で出ているわけでございます。この辺り、ずっとこのデータが他国に比べて半分以下であるというところについて、もう一度、これが上がるためにはどうあったらいいのかを、長期的に、結局人材投資に回らないとか、日本の給与が全然上がらなくてほかの国より低くなっているということと税制の関係について、検討をより丁寧にしていくことが政策効果の検討として重要であろうと考えるところです。

以上になります。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

神津特別委員、お願いいたします。

#### ○神津特別委員

田中特別委員がおっしゃった中小企業の側に立った御意見と若干重なるものでございますけれども、私もちょっと申し上げたいと思います。

まず、国民負担率というところから国際比較をしますと、法人税、所得税は各国の税率等々を比べてそんなに遜色がない。逆に言うと、法人税等は高い水準にあると思います。ですから、議論するとしたら、今日のテーマではないですけれども、消費税は国際比較では大変低いので、そのところを議論していくべきだと思います。

二点目でございますけれども、外形標準課税を中小企業にも適用すべきだという御意見をおっしゃられている先生が何人かいらっしゃいます。私の考えでは、事例の中に出ていたように、外形標準課税を避けるために大きな資本金を有する企業が1億円以下の会社に分割する等の行為についてはあまりよくないケースと判断されると思います。

それについて、現状、法人税の規定でいろいろな中小企業の優遇税制が設けられておりますが、資本金5億円以上の企業の100%子会社についてはその制度が使えないという規定がございますので、そのような規定を援用するというか、ホールディングス化の中で子会社については適用できないという制度の導入が必要かなと思います。この景気の中で中小企業をさらに圧迫するような改正は好ましくないと思います。

それから、中小企業の比率ですけれども、御存じでございますが、全企業の99.7パーセントが中小企業です。それから、雇用の中の約70パーセントを中小企業が支えている。外形標準課税の特徴としては人件費に比例して負担が増えるということが大きな点でございますので、中小企業が雇用を支えているということで市場経済とか国民経済に大きな支えとなっていると思われるところ、中小企業を痛めつけるような外形標準課税の適用は賛成できないと思います。

以上でございます。

### ○中里会長

ありがとうございます。

梶川特別委員、お願いします。

### ○梶川特別委員

私からは、冒頭から各委員がおっしゃられている政策効果をもう一度よく見直すことはすごく重要だと思うのですが、その中で私が本当に不勉強で素朴に感じる政策効果の前提となる経済現象と言ってはおかしいのですけれども、幾つか昔からずっと分からないことがあって、こういう機会に経済学の先生などもおられる場で、また、効果検証の前提として、何かこの辺も御指導いただければというところがあります。

まず一つは、日本は賃上げがずっとされていないというお話があるのですね。各国の中で一番賃上げ率が悪いのですが、失業率は多分一番低い。普通、失業率が高いところの方が賃上げしにくいかなという気がするのですが、これは雇用を社内で安定的に保つという、結果論的にそういう話から来る話なのかもしれないのですが、どうしてそれがずっと続くのかなと。アメリカなんか相当失業率が高いのに賃上げがものすごく進むという、行動原理が何か影響するのかなというのが疑問であります。

それから、かつてからずっと言われている27ページ目の労働生産性のお話ですが、これも物的生産性がこれほど低いかなという気がすごくしまして、付加価値生産性のお話だとこうなってしまうのかなと。ここまで物的に能率が悪いようにも思えないような産業もあって、そうすると、さっきの雇用の賃金のお話もあるのですが、むしろプライシングにつながる値づけの仕方が企業として気が弱くなっているのが続いて、それがまさにデフレが続いたということなのでしょうけれども、逆に政策的にはそういうことも考えていかないとどうしたものかなというのがあるのか。それを税制でどうこうということではないのかもしれないのですが、先ほど来、広い範囲で議論が進んでいたものですから、ちょっとお聞きしたいなという気がいたしました。

それも含めてスタートアップ関連ですが、私はスタートアップ関連は前回もお話したのですが、実際にスタートアップ企業、動かされる主体と、むしろそれに資金を投下する資金サイドのお話と両面があるのかなという気がいたします。

資金サイドからすると、より高いハードルコストというか、資本コスト、期待収益率がないとスタートアップは発展しないような気がするのですけれども、その議論の中で、この国は労働分配率をどうしていきたいのか、賃上げをしながらという話、全体をどちらに進ませようかというところが時々私の中では分散してしまう気がします。

それは、代謝率の話も同じで、賃上げをして代謝率を考えた場合、どなたか先生がゾンビ企業と言いましたけれども、私はそこまでゾンビということではなくて、中小企業の日本での持続可能性の良さというのは、私なんかは中小も含め同族企業も含めて見続けさせていただいていると、自己資金で企業を維持している会社がすごくある



のです。自己というのは家族資金と言うべきか。そういう意味で言うと、それ自身が日本社会の安定性をすごく保っているのではないかという気もするので、この代謝率のお話を、スタートアップはぜひ頑張らせていきたいところですが、両者をどういふふうに考えていくのかなというところがございます。

最後に、これは技術論なのかもしれないのですが、地方税の課税の基準のようなお話が出ていたのですが、会計的な立場で言うと、貸方、右側の特に負債以外の金額はあまり意味がないのですよね。資本というのは過去入れたお金であって、資本金だろうが、資本準備金だろうが、何金だろうが、あまり意味のある話ではない。左側の資産の運用状態に関わるときには意味がありますが、一般の企業会計で言えば、貸方の負債以外のものは負債以外のものという、過去の業績を表すこと。ある程度企業活動の基準として使うのであれば、どちらかという貸方の状態なり、そのときのフローの状態であり、そちらの基準を少し多めに入れていかれた方が企業実体・企業活動の大きさを表現するものになるのではないかなと。

ただ、その場合、基準の安定性が非常に難しく、課税技術的にむしろ安定した資本金といった方が分かりやすいかなという気はすごく分かるのですが、企業規模に応じた何かの課税ということで考えた場合は、どちらかという貸借対照表の貸方というか、キャッシュフローを含む活動計算を何かの基準に入れられた方が、人的なことも含めてですけれども、そういう気がいたしました。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

前回に続いて、本日も大変多くの委員の方からとても貴重な御意見、御指摘、あるいは御質問をいただき、非常に活発な意見交換ができたのではないかと思います。ありがとうございました。

本日の議事はこれで終了となります。

次回総会の開催日時、議題などは、決まり次第、改めて事務局から御連絡いたします。

なお、本日の会議の内容は、この後、私の方から記者会見で御紹介したいと思っております。

本日はお忙しい中、本当にありがとうございました。

[閉会]